

大学共同利用機関法人自然科学研究機構たな卸資産管理規則

平成18年10月1日

自機規則第 15 号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 管理
- 第3章 受払
- 第4章 たな卸
- 第5章 評価
- 第6章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（平成16年自機規程第25号。以下「会計規程」という。）に規定するたな卸資産について管理に関する基準を定めるとともに、大学共同利用機関法人自然科学研究機構のたな卸資産の適正かつ効率的な運用を図るため、この規則を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 たな卸資産の管理については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則におけるたな卸資産とは、会計規程第48条に規定するものをいう。

2 会計規程第48条における「消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵物で相当価額以上のものその他これに準ずるもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一品目当たりの年度末残高がおおむね50万円以上となるもの
- 二 切手及びこれに準ずる現金等価物
- 三 その他必要と認められるもの

第2章 管理

(管理責任者等)

第4条 たな卸資産の管理については、各経理単位にたな卸資産管理責任者を置き、

これを行わせるものとする。

- 2 たな卸資産管理責任者は、会計規程第7条に規定する経理責任者とする。ただし、経理単位内のたな卸資産の管理に関する事務は、会計規程第5条に規定する予算責任者が行うものとする。
- 3 たな卸資産管理責任者は、必要がある場合は、その業務の一部を委任することができる。また、経理責任者がその業務の一部を委任した場合で、特に規定のないときは当該事務におけるたな卸資産管理責任者の業務も委任したものとみなす。
- 4 予算責任者は、たな卸資産の管理に関する事務の一部を別の職員に行わせることができる。
- 5 たな卸資産管理責任者は、たな卸資産について常に良好な状態を確保し、嚴重に保管することに留意するものとする。

(予算責任者の事務)

第5条 予算責任者は、次の事務を行うものとする。

- 一 たな卸資産の受払管理
- 二 たな卸資産の保管
- 三 実地たな卸の実施と報告
- 四 たな卸資産管理責任者への諸報告（亡失、損傷等）

- 2 予算責任者は、やむを得ない理由によりたな卸資産を廃棄しようとする場合は、品目名、数量及び金額、廃棄理由等を明らかにして、たな卸資産管理責任者の承認を受けなければならない。

(使用者の義務)

第6条 たな卸資産を管理し、又は使用する者は、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。

- 2 たな卸資産の使用者は、使用するたな卸資産を亡失又は損傷した場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、速やかに予算責任者に報告しなければならない。

- 一 件名（名称）
- 二 亡失又は損傷の原因及び状況
- 三 発生の日時
- 四 発見した日時
- 五 亡失又は損傷の措置及び対策
- 六 その他参考となる事項

第3章 受払

(受払記録)

第7条 予算責任者は、品目別に入庫及び出庫並びに残高に関する数量及び金額を継

続して記録した管理簿を作成するものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。

(購入)

第8条 たな卸資産を購入によって取得した場合には、購入代価に購入手数料等の付随費用を加えて取得価額とする。

(受贈)

第9条 たな卸資産の贈与を受けた場合には、時価等を基準として公正に評価した額をもって取得価額とする。

(廃棄)

第10条 予算責任者は、正当な理由に基づきたな卸資産管理責任者の承認を得て、たな卸資産を廃棄することができる。

第4章 たな卸

(たな卸の実施)

第11条 予算責任者は、毎事業年度末及び随時に実地たな卸を実施しなければならない。

2 実地たな卸に従事する者は、たな卸担当者（当該たな卸資産の使用者）及びたな卸検査職員（資産管理担当職員又は予算責任者の指名を受けた者）の2名以上とする。

3 実地たな卸は、現品と管理簿（在庫管理システム等により在庫管理している場合は、システムから出力した帳票）を照合することにより行うものとする。

4 たな卸担当者及びたな卸検査職員は、第1号様式のたな卸調査報告書を作成し、たな卸資産の品目ごとに実地たな卸高を集計した資料を添付の上、予算責任者に報告するものとする。

5 予算責任者は、実地たな卸を完了したときは、たな卸資産管理責任者に報告するものとする。

(たな卸差異の報告)

第12条 予算責任者は、実地たな卸高とたな卸資産台帳の数量に過不足を認めたとときは、その原因を調査し、たな卸資産管理責任者に報告するものとする。

2 たな卸資産管理責任者及び予算責任者は、差異の原因について対策を講じ、再発の防止に努めなければならない。

第5章 評価

(評価)

第13条 たな卸資産の評価は、原則として移動平均法によるものとするが、金額に重要性のないものについては、最終仕入原価法によることができる。

2 たな卸資産の評価が取得価額より下落した場合には、低価法により時価をもって貸借対照表価額とする。この場合、再調達価額による切り離し法を適用することとする。

第6章 雑則

(雑則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 本規則において定める様式は、標準的なものを示したものであり、たな卸資産管理責任者が認めた場合は、任意の様式によることができる。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日改正)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

予算責任者 殿

たな卸担当者 所属
氏名

たな卸検査職員 所属
氏名

たな卸調査報告書

年度定期（随時）たな卸を下記のとおり実施したので、報告します。

記

1. 実施年月日
2. 実施場所
3. たな卸従事者
4. 実施結果